

平成21年度山梨県農村環境保全向上対策検討委員会会議録

(平成22年2月26日掲載)

- 1 日 時
平成22年2月8日(月)午後2時00分～午後4時00分
- 2 場 所 恩賜林記念会館2階特別会議室
- 3 出席者(敬称略)
(委員) 今村委員 小林委員 島袋委員 常秋委員
杉原委員 松隈委員 田草川委員
(事務局等)農政部石川技監 有賀農村振興課長
農村振興課:武井課長補佐 田口主幹 樋口主査
農業技術課:近藤副主幹 手塚主査
耕 地 課:荻原課長補佐 清水課長補佐 保延主査
- 4 傍聴者等の数 0人
- 5 会議次第
 - (1) 開会
 - (2) あいさつ(農政部石川技監)
 - (3) 議事
 - (4) 閉会
- 6 会議に付した事案の案件【公開】
 - (1) 中山間地域等直接支払いの取組みについて
 - ①国の最終評価結果と平成22年度予算編成【報告事項】
 - (2) 農地・水・環境保全向上対策の取組みについて
 - ①農地・水・環境保全向上対策の概要と山梨県の実施状況
 - ②事例紹介

7 議事の概要

(座長)

それでは、お手元の資料は整っているということですので、議題に入りたいと思います。

本日の会議は2時間の予定で4時には終えたいと思いますので、議事進行にご協力をお願いいたします。

最初に、本日の委員会開催の主旨説明を事務局よりお願いいたします。

(事務局より主旨説明)

本委員会は本年度より、農地・水・環境保全向上対策を会議内容に加えたことで、設置要領を平成21年7月10日付けで改正させていただきました。お手元に配布してあります設置要領をご確認いただきまして、4の会議において、(1)の中山間直接支払い事業に関することは従来のみであり、(2)の農地・水・環境保全向上対策に関するものを加えました。

本日の会議は、中山間直接支払いにおける国の最終評価結果及び予算編成状況についてご報告させていただきます。

また、農地・水・環境保全向上対策については、県内の取り組み状況等を説明し、制度そのものに対するご意見や、効果的な実施を図るうえでの助言など、忌憚のないご意見をいただきたいと考えております。

なお、農地・水については、本年度は事業期間5年間のなかの3年目に当たり、来年度は国及び県が施策評価の中間とりまとめを行うこととなっています。これに向け、現在、事業に取り組んでいる地域や市町村に対してアンケート調査を行う等、評価に関わる基礎情報を収集しているところであります。こうした調査等を踏まえ、今年の5月～6月頃までに評価の素案を作成し、委員会にてご意見を伺ったうえで、国へ県の中間とりまとめを提出する予定となっておりますので、よろしく申し上げます。

(座長)

どうもありがとうございました。

次に「中山間地域等直接支払制度の最終評価結果と国の予算編成について」事務局より説明をお願いします。

(事務局より説明) 【報告事項】 資料1による

(座長)

どうもありがとうございました。

それでは、「農地・水・環境保全向上対策の取組みについて」事務局から説明をお願いします。

(事務局より説明) 資料2, 3, 4による

(座長)

どうもありがとうございました。

ご質問あるいはご意見がありましたらお願いいたします。

(委員)

資料No.2の3ページに活動組織の構成例が3つありますが地域住民参加型、地域内交流型、都市・農村交流型、県はどのタイプを中核と考えていますか。

地域で問題等違うと思いますが、主としてはどう考えているのか。

(事務局)

この構成パターンはいくつもありますが、参加としてはより多くの団体に参加していただきたいということがありまして、都市・農村交流型が一番望ましいと考えています。

地域によってはここまでは難しいということもあるので一番左側の地域住民参加型が、ひとつの標準的なパターンになりますけれども、多くの人に参加する右側か真ん中のパターンが望ましい。

(委員)

地域住民参加型が一番基本になると私は考える。

そうすると12ページの(3)活動組織の団体構成員内訳、先ほどの問題と関連して、いままで何年間か農村をまわらせていただいて、高齢化でお年寄りの方が頑張ってくれているのを感じる。問題としては農業者の高齢化というのが底辺にある。

山梨県内の活動組織に占める各団体の参加割合のグラフを見て

ポイントは農事組合法人、営農組合、水利・農事組合、JAがメインになるのではないかと私は考える。

今回の一番大きな課題は3つ農地と水と環境保全がほとんどを占める。そのなかで今度は16ページにいくんですけども、16ページの農村環境向上活動におけるテーマ選定別の活動組織数として景観形成・生活環境保全93%で一番中心になっていますけど、2番目の水質保全と次の水田貯留機能増進・地下水かん養に手が付いておらず、大きな課題になる。ほとんど手のついてないのは、管理をしましょうとか、高齢化が問題となっている。活動を考えすすめていったほうがいい。どの構成タイプが中心になるべきか、参加型が望ましいが、難しい場合その他の2つの組織も組み込んでいくのか考えて行かなくてはならない。

今すぐ答えをいただかなくてもいいが頭においていただいて、水質問題なんかは高齢化が進んで難しいと思うが検討して行っていただきたい。

(委員)

資料4についてなんですけども、今農業で農薬を使わなくては難しい。

農薬を減らすということには生産性ということと矛盾が生じないのか。矛盾がないならいいのだが、あるのならどういう対応ができるのか。

農薬をどの程度使っているのか農協でチェックしているが、使っていないというチェックはどういうようにしているのか。

(事務局)

1つ目として農薬を減らすということですが、業とし成り立ってくるのか、品質にどのように影響してくるかということですが、これにつきましては農地・水の事業の前に経営実証という別途うちの事業で取り組んでいるんですが化学合成肥料、農薬を減らした農業をやって品種の実証をやっております。そういうなかで集団でやるという経費削減も合わせまして後は販売というところにつなげ、種々の経営努力ではそれなりに業務が成り立ってくるということもありまして、それらをベースにして産地拡大ということで農薬の関係はそういうことが危惧される場所ですが、そういうことのないレベルのなかで、2割3割の削減が可能になってお

ります。それを推進したりしているところです。

使っていないというところの検証ですがこれについては事業導入する前の実績と合わせまして 5 割削減する前の実際どこを削減するのかという計画をたて実施できたかどうか、結局は散布履歴、施肥履歴でしか確認できないものであります。実際農家さんの記帳を信頼し、地域の取り組みですのでそこには活動組織の長がいますので、そんななかで信頼関係のなかの実績ということになっています。

(委員)

理解ができないところが、最初の説明があった時補助金がでていて、面積あたり 10

この後からの説明は啓蒙活動ということですか。

1 地区あたり 20 万という援助は両方でののか。

(事務局)

営農活動については 1 地区 20 万円。

(委員)

1 地区とはどのくらいか。

(事務局)

協同活動で行われている区域のなかで、同じ作目を作っている範囲をいう。

そこに 1 地区 20 万円のお金を払う。

協同活動範囲ないの区域。

さらにそこで 3 割 5 割の低減の達成できた畑の面積に加算をしましてトータル的に 40 町歩達成しているのであればそこに交付金を払う。

それが 10a あたり果樹だと 12000 円払う。

(委員)

極端な例ですと二重三重の交付金ができるということがあるんですか。

(事務局)

中山間地域で中山間直払と農地・水の共同と営農を混合でやる

ケースもあると思います。

直払いのほうが先に制度化されて、農地・水が後から導入されていますので直払いと農地・水の活動項目を整理して農地・水で追加条件を加えることで実施することは可能です。

直払いと農地・水の共同部分はそうなんですけども、営農部分については環境保全型の農業の推進ということで農村振興とはまた別の分野での支援金ということで、それも同時に取り組むことも可能です。

(委員)

資料の2の4 ページ事業の手続きというところですけども、地域協議会とありますがこれはどういう方達がやるのか。市町村は協定などの締結や支援などの活動をやるということで履行の確認もやるということで、市町村の負担が結構あるのではないのかと思うのと、こういう点で市町村は25%のお金を出したりと手続き的なこともするということがどうなのかと思ったんですけど。このへんはどうですか。

(事務局)

地域協議会は4 ページにもありますように、本県の場合、県、市町村、県土連、JA中央会、農業会議によって構成された協議会です。平成19年3月に発足されています。この事業を行うために起こした協議会です。そこが事業主体になって活動組織への助言指導、交付金の交付あるいは国、市町村との総合調整の一番主体となるようになっております。

市町村の負担分の話ですか、市町村は活動組織に対し、助言をしたり現地確認をしたりと負担はあります。その一方で補助金の支給も行います。助言指導は活動組織の事務量をできるだけ簡潔にするために助言したりいろんな意味で指導するんですけども、確かに市町村の負担はその点で大きくなるんですけども、逆に言えば地元負担は軽減されているということになります。

当然市町村だけでなく、県や協議会と連携して進めており、地元の活動が円滑に進むようにと市町村だけでなくて一体となってやっていこうということです。

(委員)

資料2の7ページ支援額のところなんですけどこの事業、共同活動と営農活動が2つあるんですね。178万というのは2つ合わせた額ですか。

(事務局)

共同だけです。

(委員)

共同活動とは5ページにあるように水源保全だったり花を植えたりゴミを拾いに使っているということですね。

(委員)

耕作放棄地をきれいにしようかと、花をうえるというと土地の所有者とはどんな関係になるんですか。

(事務局)

耕作放棄地を解消しようとなると地主の了解が必要になってきますので、もの凄くパワーがいることになります。この事業で解消するのは難しく、事例が少ないです。不在地主ということではなかなか了解がとれないケースが多いですから、了解がとれませんとそういった活動はできません。

(委員)

逆の発想をすれば草ボウボウになっていて隣に迷惑をかけている。

害を与えている。逆にペナルティーを課してのことはできないのですか。どうしても草を刈らないなら我々がやる。了承しないならペナルティーですと。

(事務局)

昨年12月に農地法の改正がありまして、その改正のなかで、今まで自分が土地を持って自分で土地を耕すという農地法の根幹ですが、今回農地を有効活用するという観点で、農地が耕作放棄地になっている利用率が低い場合につきましては、農業委員会が指導をすると、それで指導を聞かなかった場合は、仕組み的に言い

ますと農業委員会が、5年間に区切って農地を使っていただけの方を探してその方に使っていただくと。実際は今年の6月から動き出すので、そのへんの実効性ということは心配なところがありますが、開始となっています。

(委員)

例えば所有者がいて5年間放棄していたらダメですよ。

所有者の責任において耕しなさいよ。農協でもどこでもいいんですけどそれは努力条項ですか。

(事務局)

5年間というのは基本的に耕作放棄地というのは過去1年間耕作をしなかったということなので、いわゆる耕作放棄地や遊休農地とは過去1年間耕作しなかったと。もう耕作する意志もないというのが考え方でして。そういう事態に陥った時に農業委員会が「あなた耕作しなさい」と指導してそれに対してご自分がこのように農地を活用するという活用書を農業委員会に出す。その時にやればそれで終わりですが、そういった計画書を出さない、出しての効果的な農地の活用がなされない時は最終的に強制的にと。いう言い方が分かりやすいと思いますが5年間に区切ってかわりに作ってくれる人を農業委員会がさがすと。その方に作ってもらうと。

そういった耕作放棄地、えてして不在というか住所が分からないということもあります。そういった場合についてはその5年間分は使用することを供託してできると。あらたに耕作するかたにお渡しできるとそういう形で制度化しています。

(委員)

エコファーマの認定なんですけども、果実を作っている農家なのでこれを受けたいと思っているんですけども、これを受けるまではやはり減農薬とか化学肥料を使わないということでもらうんですけども、みんな努力してもらうんですけども、この努力してもらっているのに桃とか葡萄とかさくらんぼとかスモモとかそういうものをエコファーマとかマークなんですけども、そのマークをつけて付加価値を付けて少しぐらい高く販売できるようなシステムに、みんながこの人の商品はエコファーマですよと出されて

いるかということですよ。

認証マークがあるんですけどもなかなか。

(事務局)

持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律に基づき、設定されたマークが使われています。エコファーママークをどう活用していくかと言いますと、今までですと集団で農協で認証を受けて出荷箱にそれを印刷して集荷する取り組みなどが行われています。ただそれが価格に反映しているかどうかということは、こういう景気のご時世もありまして、一概にエコファーマをとってマークを付けたからといって価格があがっているところまではつながっていないと思います。

県のほうで制度している甲斐のこだわり環境農産物認証制度でして、3割の農薬を減らして栽培をしている方に取得できるようになっています。47作目の認証ができることになっております。

そういった制度を上手く活用してマークのほうを付けたり、一番大切なことは消費者の方に努力していることを伝えることが、ここがあって初めて環境にやさしい取り組みが価格に反映できるというこに繋がるのではないのかと。販売側、農協さんにも御協力をいただいて合わせて進めていかななくてはなりません。

(委員)

エコファーマーとは全国共通のマークなのか。

(事務局)

全国環境保全農業推進協議会というものがあまして、そこで公募して認定されたマークです。

県としても来年度の企画で消費者に伝わるように啓発の予算も確保してやっていきたいなというところです。

(座長)

長時間ありがとうございました。

(事務局)

次の開催のことについて説明したいと思います。

平成22年度の5月ないし6月に予定しております。

内容につきましては平成21年度の中山間直接支払の交付金の交付状況の点検。また第3期対策初年度といことで県の特認地域及び特認基準についての審査、検討及び農地・水・環境保全向上対策の施策評価に関するご意見をいただきたいと考えています。

また本年6月22日が委員の皆さま方任期となるため、委員選任検討するなか、現委員の再任をお願いすることもあるかと思いますが、その節はよろしく申し上げます。以上

本日は大変貴重なご意見、お集まりしていただきありがとうございます。本日の意見を参考にして事業に取り組んでいきたいと思っております。それではこれにて閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。